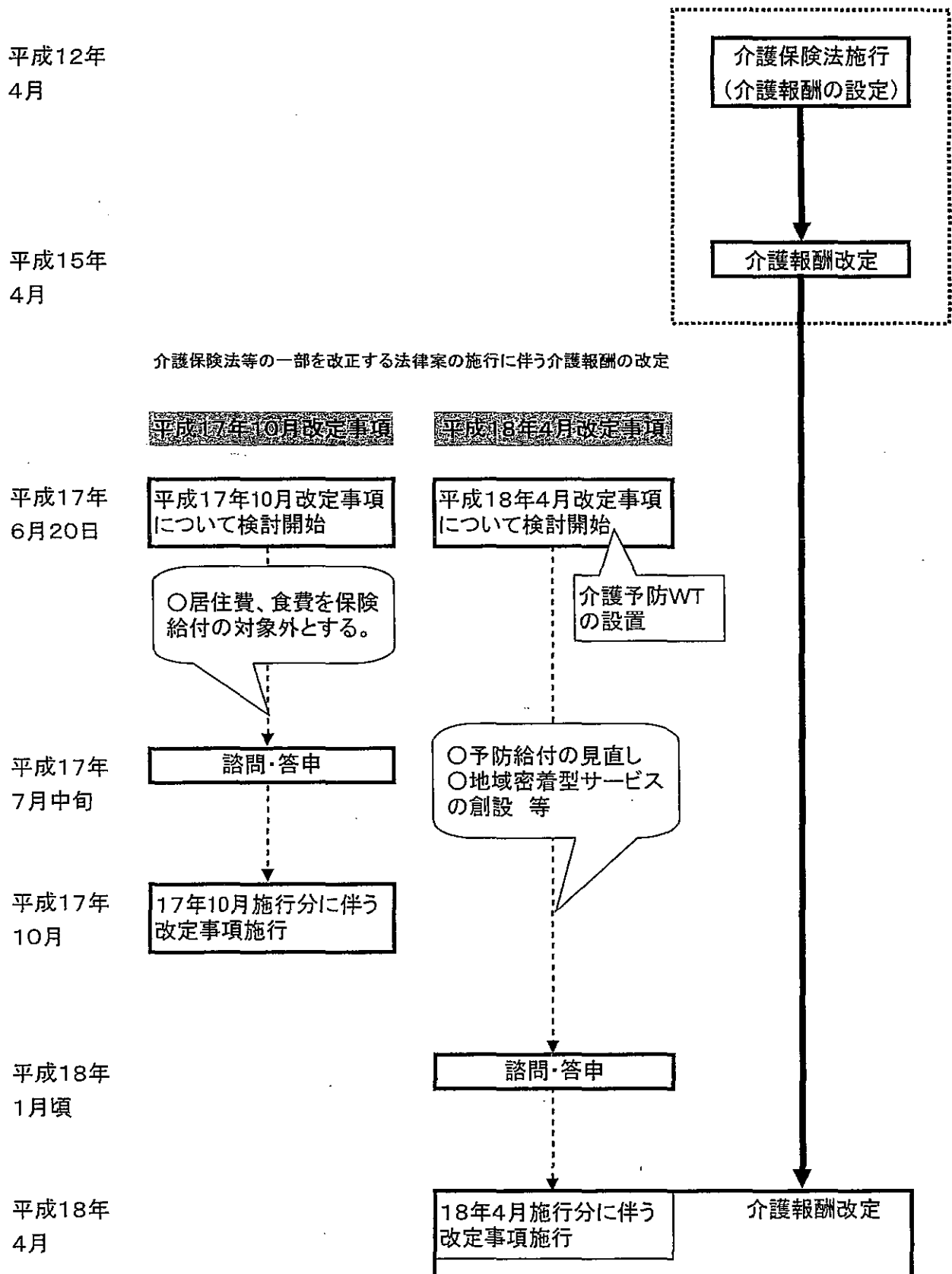


5 介護報酬の見直しについて

介護報酬の改定スケジュールについて(案)



介護予防WTの設置について（案）

1. 設置目的

今般の法律改正により、新たな予防給付に係るサービスが創設されることから、介護給付費分科会におけるこれらのサービスの基準、報酬等の審議の参考とするため、サービスの内容等に係る技術的な事項を検討することを目的とする。

2. 検討事項

- (1) 介護予防サービス等の内容に係る技術的な事項
- (2) 介護予防サービス等を提供する事業者の基準に係る事項
- (3) その他介護給付費分科会長が分科会における審議のため事前に検討しておくことが必要と判断した事項

3. メンバー等

- メンバーについては、別添参照。
- 介護予防WTの議事は公開とし、検討結果については介護給付費分科会に報告することとする。

(別添) 介護予防WTメンバー (案)

井形 昭弘 名古屋学芸大学学長

大内 章嗣 新潟大学歯学部教授

大川 弥生 国立長寿医療センター一部長

開原 成允 国際医療福祉大学副学長

川越 博美 聖路加看護大学教授

高橋 紘士 立教大学コミュニティ福祉学部教授

辻 一郎 東北大学大学院教授

栃本 一三郎 上智大学総合人間科学部教授

吉池 信男 独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画評価主幹

(敬称略、五十音順)

介護保険法等の一部を改正する法律案の施行 (10月施行分)に伴う介護報酬改定について

【改正の内容】

○ 在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険給付と年金給付の調整の観点から、低所得者に配慮しつつ、介護保険施設などにおける居住費、食費を保険給付の対象外とする。(平成17年10月1日施行)

○ 介護保険三施設(短期入所含む)における居住費(滞在費)及び食費、通所系サービスにおける食費は、保険給付の対象外とする。

(介護保険法第41条第4項第2号、第48条第2項、第53条第2項等)

〈居住費〉 居住環境の違い(①ユニット型個室、②ユニット型準個室、③従来型個室、④多床室)を考慮しつつ、保険給付の対象外とする。

〈食費〉 基本食事サービス費は廃止する。これに伴い、短期入所の介護報酬に含まれる食費についても保険給付の対象外とする。また、通所介護及び通所リハビリテーションにおける食事提供加算は廃止する。

ただし、給食管理業務を含めた栄養管理業務については、その在り方を見直した上で、これを適切に評価する観点から、引き続き保険給付の対象とする。

介護給付費分科会における審議事項

- I. 居住費(滞在費)を保険給付の対象外とすることに伴う介護報酬の見直し
 - (1) 施設介護サービス費
 - (2) 居宅介護(支援)サービス費(短期入所生活・療養介護)
- II. 基本食事サービス費の廃止に伴う介護報酬の見直し
- III. I・IIに伴うその他事項の見直し
 - ・施設の設備・運営基準 等

(参考)

介護給付費分科会の審議事項

①施設介護サービス費の報酬

改正後の介護保険法

(施設介護サービス費の支給)

第48条 略

- 2 施設介護サービス費の額は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等に要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

②居宅介護サービス費、居宅支援サービス費（※）の報酬

※通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護

改正後の介護保険法

(居宅介護サービス費の支給)

第41条 略

2. 3 略

- 4 居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

- 二 短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護 これらの居宅サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額
- 5 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(居宅支援サービス費の支給)

第53条 略

- 2 居宅支援サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額
- 二 短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護 これらの居宅サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額
- 3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

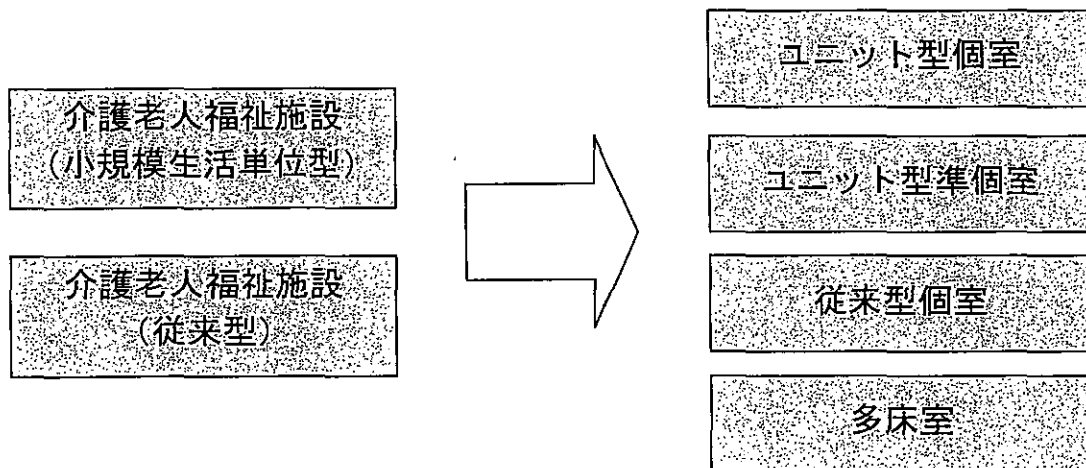
I 居住費（滞在費）を保険給付の対象外とすることに伴う 介護報酬の見直し

(1) 施設介護サービス費

〈見直し案〉

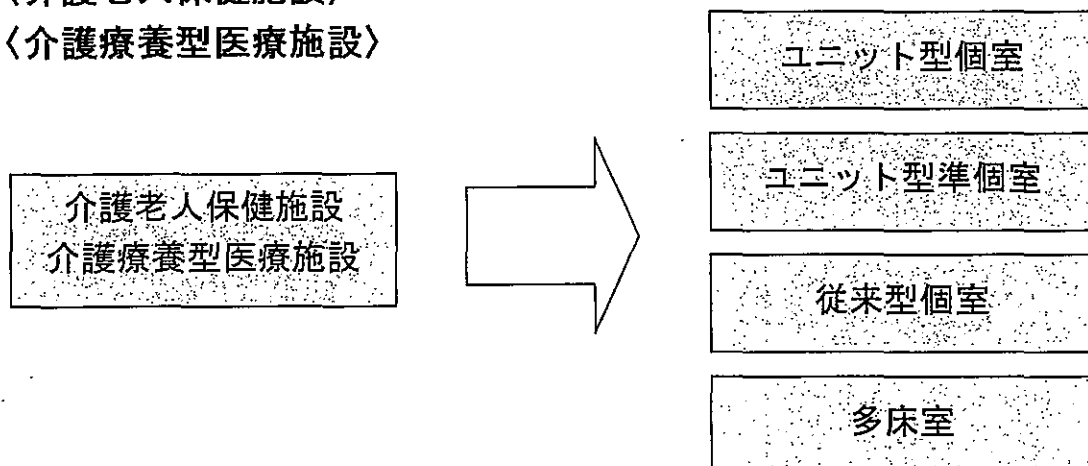
○介護保険三施設の施設介護サービス費については、「居住に要する費用」を除いた報酬水準として設定するものとし、報酬類型については、居住環境の違いを考慮し、三施設それぞれについて、①ユニット型個室、②ユニット型準個室、③従来型個室、④多床室の4類型を設けることとすることが考えられるがどうか。

〈介護老人福祉施設〉



〈介護老人保健施設〉

〈介護療養型医療施設〉



○保険給付の対象外とする「居住に要する費用」の範囲・水準については、居住環境の違いを考慮し、次のとおりとすることが適当と考えられるかどうか。

①ユニット型個室	室料＋光熱水費相当	6万円／月・人
②ユニット型準個室	室料＋光熱水費相当	5万円／月・人
③従来型個室	室料＋光熱水費相当	5万円／月・人
④多床室	光熱水費相当	1万円／月・人

【居住に要する費用の範囲・考え方】

○介護事業経営概況調査（※1）のデータや居住系サービスにおける平均的な家賃・光熱水費等を総合的に勘案して設定

★介護保険三施設における居住費用

（単位：円）

		ユニットケア 個室	個室	多床室
介護老人福祉 施設	合計	67,794	53,931	46,248
	減価償却費	49,071	37,688	32,319
	光熱水費	18,723	16,243	13,929
介護老人保健 施設	合計	—	60,509	52,878
	減価償却費	—	44,428	38,825
	光熱水費	—	16,081	14,053
介護療養型医 療施設	合計	—	63,936	56,483
	減価償却費	—	50,827	44,902
	光熱水費	—	13,109	11,581

※1 現在集計中の介護事業経営概況調査（平成16年10月実施）のうち、居住費用についてのみ特別に集計したもの。（速報値であり、数字は精査中）

※2 介護老人福祉施設については国庫負担補助取り崩しを除かない分

※3 減価償却費、光熱水費には食事サービス部門を含んでいる。

★居住系サービスにおける利用者負担（厚生労働省調べ）

厚生労働省調べ

有料老人ホーム	合計 19万円程度
利用料（管理費＋食費）	約 17万円
介護サービス利用者負担	約 2万円（要介護度 3）
ケアハウス	合計 10～14万円程度
食材料費、光熱水費	約 4.5万円
事務費	平均 2.3万円
管理費	1～5万円
介護サービス利用者負担	約 2万円（要介護度 3）
認知症高齢者グループホーム	合計 11万円程度
家賃	約 3.6万円
光熱水費	約 1.2万円
食材料費	約 3.4万円
介護サービス利用者負担	約 2.5万円（要介護度 3）

（注）有料老人ホームの費用の支払い方法については、入居時に一時金を取る場合と取らない場合があります。一時金を取る場合であっても、一時金の額と月額利用料の配分、居室当たりの面積、サービス内容なども様々である。

★家計に占める光熱水費（平成15年 家計調査）

○ 高齢者世帯 1人1月当たり消費支出（光熱・水道）

$$15,089\text{円(月額)} \div 1.59\text{人(世帯人員)} = 9,490\text{円}$$

第9表（高齢者のいる世帯）世帯主の就業状態別 1世帯当たり1か月間の収入と支出
holds with The Aged Yearly Average of Monthly Receipts and Disbursements per Household by Employment Stat
平成15年
2003

項目	世帯主が60歳以上の世帯	勤労者世帯	無職世帯を除く勤労者以外の世帯	無職世帯	(再編)	
	Household head aged 60 years and over	Workers' households	Other households excluding no-occupation	No-occupation households	(Re-grouped) Aged households	No-occupation households
世帯数	8,214	1,252	1,703	5,259	4,603	3,575
世帯数(抽出率調整)	3,410	565	743	2,036	1,774	1,344
世帯主1人	2.12	2.38	2.62	1.90	1.59	1.55
世帯主の年齢(歳)	0.77	1.53	1.80	0.22	0.31	0.03
世帯主の年齢(歳)	69.5	64.2	68.2	71.3	72.8	73.4
世帯主の年齢(歳)	85.0	78.4	92.5	84.2	84.2	83.3
家賃・地代を支払っている世帯の割合(%)	14.5	20.4	7.3	15.4	15.3	16.2
収入	...	801,056	...	533,224	...	430,925
支出	...	382,292	...	190,112	...	179,334
消費支出	...	801,056	...	533,224	...	430,925
消費支出	...	935,551	...	292,986	...	209,287
消費支出	233,108	291,969	261,951	212,190	202,364	152,264
光熱水道	17,646	19,887	21,595	16,101	15,089	14,392
電力	7,960	8,239	10,516	7,063	6,827	6,345
ガス	4,837	5,150	5,123	4,434	4,105	3,998
水道	1,198	1,169	1,202	1,190	1,080	1,104
その他	3,811	4,328	4,690	3,417	3,077	2,945